

## 平成29年度 宇部市ご近所福祉サロン推進事業募集要項（二次募集）

### 1 目的

身近な地域で、誰もが気軽に集い、様々な交流や活動を行う地域福祉の拠点をつくり、人や地域とのつながりを強め、地域で支え合う安心な地域づくりを推進することを目的とする。

### 2 事業の名称等

(1) 宇部市ご近所福祉サロン推進事業（以下「ご近所福祉サロン」という。）

(2) 事業内容

ご近所福祉サロンの拠点を確保又は整備し、年間の事業計画に基づき、市社協と連携を図り、地域の特性等に合わせた生きがい対策や健康づくり、介護予防などを主目的として様々な交流及び活動を行う。

また、2年度目以降も、継続して拠点活動の維持・発展に努める。

### 3 募集する事業型及び箇所数等

(1) おでかけ型：9箇所程度募集

地域の市民活動団体等が、地域内のあらゆる世代の人たちにおける生きがい対策又は仲間づくりを主な目的として様々な交流及び活動を行う。

(2) 元気づくり型：13箇所程度募集

地域の市民活動団体等と社会福祉法人、NPO法人等で介護予防に資する事業者とが協働又は連携し、地域内のあらゆる人たちにおける介護予防又は健康増進を主な目的として様々な交流及び活動を行う。

### 4 応募資格

住民が自主的に設立したボランティア活動を目的とする団体、社会福祉法人その他の法人又はその他市社協会長が特に必要と認める団体であり、事業を適切、公正、効果的かつ効率的に遂行するに足る能力を有し、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 地域の市民活動団体であって次に掲げるすべての要件を満たすもの又は市内に活動拠点を有する社会福祉法人その他の法人

ア 市内に活動拠点を有していること。

イ 5人以上によって構成されていること。

ウ 校区の住民が含まれていること。

エ 団体の規約等が定められていること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による倒産処理又は破産の手続きをしていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。

いこと。

- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（同項を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触しないこと。
- (6) 政治団体又は宗教団体でないこと。
- (7) 市社協と事業の事前協議を行っていること。

## 5 事業実施上の注意点

- (1) 助成金交付の有無に関わらず、市社協からの求めに応じ、事業実績等の報告を行うこと。
- (2) 助成金に関する書類及び文書並びに事業に係る文書等は、適切な方法で5年間は保管すること。

## 6 活動及び場所等の条件

### (1) 共通事項

- ア 市内に実施場所となる拠点を整備又は確保していること。
- イ 概ね10人以上が集え、交流できる広さがあること。（屋外、トイレ、キッチン等を含まない供用スペースが20㎡程度あること。）
- ウ 同自治会内にご近所福祉サロンがないこと。
- エ 利用者から会費又は参加料を徴収するなど、自主運営及び継続性を図るための工夫をすること。
- オ 開設日は、地域の実情や利用者のニーズに合わせて工夫すること。
- カ 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
- キ ご近所福祉サロンの維持・発展に努めること。

### (2) おでかけ型

- ア 開設日は、原則として同一曜日及び時間に週1回以上、開設時間は1日あたり2時間程度とすること。
- イ 生きがい対策又は仲間づくりを主な目的として実施すること。

### (3) 元気づくり型

- ア 開設日は、原則として同一曜日及び時間に週2回以上、開設時間は1日あたり2時間程度とすること。
- イ 介護予防事業等に資する社会福祉法人やその他の法人等と協働又は連携し、介護予防又は健康増進を主な目的として週1回は実施すること。

## 7 申請について

### (1) スケジュール等

- ア 事前協議 新規応募団体は、申請前に事務局との協議を行ってください。  
ご連絡の上、必ず日程の予約を入れてください。

### イ 応募書類の受付

平成29年8月1日（火）～平成30年2月16日（金）

午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日及び祝日は除く。

※ただし、決定した実施団体の数が募集数を満たした場合、募集を終了します。

ウ 新規応募団体の場合、別添審査基準に基づき書類審査（必要に応じてヒアリングによる審査を実施します。）

エ 実施団体の決定：書類審査受付後30日以内

オ 審査結果の通知・公表：実施団体の決定後10日以内

カ （必要に応じて）事業開始前協議：審査結果の通知・公表後10日以内

キ 事業開始：事業開始前協議で決定

## (2) 提出書類

ア 宇部市ご近所福祉サロン推進事業認証申請書（様式第1号）

イ 団体の特性等を示す次の書類

I 団体スタッフ名簿

II 定款（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

III その他団体の特性が分かるもの（パンフレット、ちらし、活動写真等）

ウ その他市社協が求める書類

## (3) 応募に係る注意事項

ア 正本1部を提出してください。

イ 提出書類はA4版縦型とし、下中心余白に通し番号（ページ）を記入してください。図面等A4サイズにできないなどやむを得ない場合は、A4サイズに折り込んでください。

ウ 提出された関係書類は、当該選考以外の目的では使用しません。

エ 提出された関係書類は、返却しません。

オ 申請にかかる費用は、応募者の負担とします。

カ 提出書類に虚偽の記載があった場合や受託資格を満たさない場合は失格とします。

キ 提出された書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。

ク 市社協は提出された書類の全部又は一部を公開することがあります。

## (4) 提出方法

申請書等の提出は、担当職員が提出書類の確認を行うため、提出期間内に下記提出場所への持参に限るものとします。

郵送、時間外及び7-(1)-イに記載された提出期間外の提出は受け付けません。

## (5) 提出場所

宇部市琴芝町二丁目4番20号

社会福祉法人宇部市社会福祉協議会 地域福祉課 地域支援係

## 8 評価・選定結果

実施団体の決定後、速やかに、応募者に対し書面で通知します。

また、決定内容は、宇部市社会福祉協議会ホームページに掲載します。

## 9 助成金の交付

助成金の交付を受けようとする実施団体に対し、「宇部市ご近所福祉サロン推進事業助成金交付要綱」に基づき、助成金を交付します。（別添助成種別一覧表参照。）

原則、事業完了後、必要書類の提出を受け、市社協で内容確認の上、交付します。

事業開始前協議の内容により、事業開始前の概算払（前払い）の申請も可能です。

なお、調理する食材費や飲食費（弁当代や茶菓子代）等、助成対象とならない経費があります。

また、助成金充当分の領収書の提出が必要です。詳細はお問い合わせください。

## 10 問い合わせ

社会福祉法人宇部市社会福祉協議会 地域福祉課 地域支援係

〒755-0033

宇部市琴芝町二丁目4番20号

TEL 0836-33-3134

FAX 0836-22-4391

メールアドレス tiiki@ubeshishakyo.or.jp

別添資料 1 「おでかけ型審査基準」

審査における評価項目は、以下のとおりです。

審査項目	評価ポイント
基本方針	世代間交流など誰もが気軽に集える取組となっているか。
	高齢者等の仲間づくり、生きがい対策を目的とする取組となっているか。
実施団体に関すること	校区の住民が関わっており、活動を円滑に運営できる体制となっているか。
サロンに関すること	概ね10人以上が交流できる広さがあるか。
	誰もが気軽に集うための設備やスタッフ等による配慮があるか。
活動に関すること	開設日は週1日以上、開設時間は1日あたり2時間程度とし、また、地域住民のニーズに合った時間帯にするなど工夫された計画となっているか。
地域とのネットワークに関すること	活動において、自治会長、民生委員等の地域で活動されている方や地域の団体等の協力や理解を得ているか。
継続・発展に関すること	運営資金・人材の確保や活動の周知など事業の継続・発展するための計画となっているか。

別添資料2「元気づくり型審査基準」

審査における評価項目は、以下のとおりです。

審査項目	評価ポイント
基本方針	世代間交流など誰もが気軽に集える取組となっているか。
	高齢者の介護予防・健康増進を目的とする取組となっているか。
実施団体に関する事	校区の住民が関わっており、活動を円滑に運営できる体制となっているか。
	社会福祉法人等との連携ができる体制となっているか。
サロンに関する事	概ね10人以上が交流できる広さがあるか。
	誰もが気軽に集うための設備又はスタッフ等による配慮があるか。
活動に関する事	開設日は週2日以上、開設時間は1日あたり2時間程度とし、また、地域住民のニーズに合った時間帯にするなど工夫された計画となっているか。
	週1回以上介護予防又は健康増進に資する活動となっているか。
地域とのネットワークに関する事	活動において、自治会長、民生委員等の地域で活動されている方や地域の団体等の協力や理解を得ているか。
継続・発展に関する事	運営資金・人材の確保や活動の周知など事業の継続・発展するための計画となっているか。

別添資料3「助成種別一覧表」

助成金		助成金の対象経費等
経費種別	限度額	
活動支援経費	【お出かけ型】 4千円（月）	事業運営にかかる経費 ※月例の給与等にあたる人件費は対象外
	【元気づくり型】 8千円（月）	
開設準備支援経費	【お出かけ型】 50千円（年）	初年度のみにかかる準備経費 広報費（ちらし、幟等）、介護予防事業等に資する備品購入費（単価一万円以上の物品）、スタッフ研修費等
	【元気づくり型】 100千円（年）	
拠点確保支援経費	拠点整備支援経費	修繕及びバリアフリー化にかかる経費 空き家等で持家または家賃が無償の場合に限る（初年度のみ）
	家賃補助費	空き家等を活用した場合に限る。 礼金加算：初年度のみ 家賃加算：家賃の2割を助成 3ヵ年助成

※平成29年度以降の助成金額については、予算の範囲内とする。

※市社協及び市の類似する助成金との重複申請はできないものとする。

※空き家等・・・自治会館及び営利目的の店舗を除く。

※調理する食材費や飲食費（弁当代や茶菓子代）は対象外。

※報告書提出時には領収書を添付するものとする。